

CATV 加入契約約款

財団法人ケーブルシティ横浜から電波障害対策業務を承継した
旧養護教育センター受信点施設・旧三ツ沢受信点施設および
旧久保山受信点施設の一部の地域を対象とするものです。

横浜ケーブルビジョン株式会社（以下「YCV」という。）は、有線テレビジョン放送法第 15 条に基づいて、CATV 加入契約約款（以下「約款」という。）を定め、これにより、YCV が財団法人ケーブルシティ横浜（以下「CCY」という。）から地位承継した旧養護教育センター受信点施設・旧三ツ沢受信点施設及び旧久保山受信点施設の一部の地域（以下「対象地域」という。）のテレビジョン放送再送信サービス（以下「再送信サービス」という。）を提供いたします。

第 1 条（約款の適用）

この約款は、YCV が対象地域において、第 4 条により定義される、補償加入者、一般加入者（以上を総称して、以下「加入者」といいます。）に対して行う再送信サービスに適用します。したがって、YCV が行うこれ以外のサービスは、別途定める約款によります。

第 2 条（用語の定義）

この約款において、以下の用語は次の意味で使用します。

(1) 伝送設備（YCV の設備）

センター設備から加入者 CATV 用保安器までの一切の設備

(2) 引込設備（YCV の設備）

伝送設備のうち、タップオフ（加入者端子分岐器）出力端子から保安器を含む設備

(3) 宅内設備（加入者の設備）

加入者 CATV 用保安器出力端子とテレビジョン受信機等の間の設備

第 3 条（加入契約の単位）

加入契約の単位は、単独住宅、あるいは共同住宅等における一の区分所有単位または一の占有区画単位とします。

なお一の区分所有単位または一の占有区画単位とは、次によります。

ア．一の区分所有単位とは、共同住宅等で、建物等の区分所有等に関する法律（昭和 37 年法律第 69 号）において規定する建物の部分の各々を一単位とします。

イ．一の占有区画単位とは、共同住宅等で、専ら特定の者の使用に供する部分を一単位とします。

2 契約は次の各号で行うことができます。

(1) 対象地域内の集合住宅の事業者または管理組合

(2) 対象地域内の集合住宅を除く建物の所有者もしくは管理者

第 4 条（加入者の種類）

加入者の種類は、次のとおりとします。

(1) 補償加入者

YCV が CCY から地位承継した時点で、CCY がこれより前に施設利用料が無料となる補償加入として受け付けた者とします。

(2) 一般加入者

YCV が CCY から地位承継した時点で、CCY がこれより前に施設利用料が有料となる一般加入として受け付けた者、および、YCV が CCY から地位承継した時点以降の新たな加入者としてします。

第 5 条（再送信サービスの内容）

YCV は、有線テレビジョン放送法（昭和 47 年法律第 114 号）等に基づき、次のテレビジョン放送を受信し、有線によりそのすべての放送番組に変更を加えないで、同時に再送するサービスを提供します。

(1) 日本放送協会の総合テレビジョン放送、教育テレビジョン放送

- (2) 日本テレビ放送株式会社のテレビジョン放送
- (3) 株式会社東京放送のテレビジョン放送
- (4) 株式会社フジテレビジョンのテレビジョン放送
- (5) 全国朝日放送株式会社のテレビジョン放送
- (6) 株式会社テレビ東京のテレビジョン放送
- (7) 株式会社テレビ神奈川のテレビジョン放送
- (8) 放送大学学園のテレビジョン放送

第 6 条（加入契約の成立）

この約款による再送信サービスを新たに受けようとする者は、あらかじめこの約款を承認の上、YCV が別に定める様式の加入申込書により申し込み、YCV がこれを承諾したときに加入契約が成立します。

第 7 条（契約の有効期限）

この約款に基づく加入契約の有効期限は、加入者の種類別に次のとおりとします。

(1) 補償加入者

加入者に対し、CCY が再送信サービスを開始した後、最初の 4 月 1 日から起算して 20 年を経過したのち、効力を失うものとし、失効の後の再契約については、別途協議することとします。

(2) 一般加入者

再送信サービス開始の日から最初の 3 月 31 日までとします。

ただし、次条および第 9 条に定める契約の解除がない場合、契約は 1 年間延長されるものとし、以後も同様とします。

第 8 条（加入者が行う契約の解除）

加入者は、この約款に基づく加入契約を解除しようとするときは、書面によりその旨を YCV に申し出るものとします。

2 加入契約の解除の日は、申し出があった日の翌日とします。

第 9 条（YCV が行う契約の解除）

YCV は、次の各号の一に該当する場合には、加入者に催告の上、この約款に基づく加入契約を解除できるものとします。

(1) 加入者が、YCV の設備に手を加え、改造、分解、損壊等をしたとき。

(2) 加入者が、YCV の承認を得ずに、伝送設備もしくは宅内設備に他の放送用機器または電気通信用機器を接続したとき。

(3) 加入者が、設置後の修理費等の料金を、支払い期日が過ぎてもなお支払わないとき。

(4) 一般加入者が、設置工事費または施設利用料等の支払いを 2 ヶ月以上延滞したとき。 **第 10 条（CATV 施設の設置および設置費用の負担）**

一般加入者において、引込設備および宅内設備の設置並びに設置費用の負担については、次のとおりとします。

ア．引込設備の設置工事は加入者の負担により YCV が行うものとし、加入者は、設置工事費の実費を最初の施設利用料の支払いに合わせて、YCV に支払うものとします。

イ．宅内設備は、加入者自らの負担により設置するものとします。

ウ．建替等による引込設備の再設置工事は、加入者の負担により YCV が行います。

2 補償加入者において、建替等による引込設備の再設置工事費用の負担については、加入者の負担により YCV が行います。

第 11 条（伝送設備等の所有および維持管理の責任）

伝送設備は、YCV が所有し維持管理を行います。

宅内設備は、YCV が設置したものを含めて、加入者が所有し維持管理を行うものとします。

第 12 条（施設利用料）

一般加入者は、再送信サービスを受け始める日の翌月（以下「サービス開始月」という。）から、この加入契約が解除

される日の属する月まで、伝送設備の施設利用料として、別表の費用負担表に定める料金を YCV に支払うものとします。

2 YCV は、経済情勢の変動等の理由により、前項の施設利用料の額を改定できるものとします。

第 13 条（施設利用料の支払方法）

一般加入者は、毎年 4 月から翌年 3 月までの 1 年分の施設利用料を、YCV が指定する期日までに、指定する方法により、前払いにより一括で支払うものとします。

2 一般加入者は、サービス開始月が 5 月から 3 月までの場合、3 月までの施設利用料を、月額計算で、前払いにより一括で支払うものとし、以降は前項の規定によるものとします。

第 14 条（延滞金）

一般加入者は、設置工事費および施設利用料等を支払期日を過ぎて支払うときは、その支払期日の翌日から支払日までの日数に応じて、年（365 日あたり）14.5%の割合で計算した額（100 円未満の端数は切り捨て）を延滞金として YCV に支払うものとします。

第 15 条（施設利用料の精算）

加入契約が解除された場合、経過期間に対する施設利用料に対して、一般加入者が既に支払った施設利用料が過払いまたは不足するときは、差額を月額で精算するものとします。

2 前項の経過期間に対する施設利用料は、改定があった場合は改定後の月額で計算するものとします。

第 16 条（設置場所の使用等）

YCV は、再送信サービスの提供を行うために必要な伝送設備および保安器等を設置する目的で、加入者が所有または占有する敷地、家屋および構築物等は無償で使用できるものとします。

2 加入者は、施設の設置および利用について、土地所有者、建物所有者、その他利害関係人がある時は、あらかじめ必要な承諾を得ておくものとします。

第 17 条（便宜の供与）

加入者は、伝送設備の維持管理を行うため、YCV の指定する者が加入者の所有または占有する敷地、家屋、構築物等への出入りについて協力を求めた場合には、便宜を供与するものとします。

第 18 条（権利義務の継承）

加入者は、この約款による再送信サービスを受ける権利を他の者に譲渡するときは、別に定める様式により、YCV へ申請することとします。

2 YCV は、前項の申請があった日から 1 週間以内に、権利義務の継承の可否を加入者へ連絡するものとします。

3 加入者は、権利義務の継承が認められた場合、別表に定める名義変更手続費用を YCV へ支払うものとします。

第 19 条（再送信サービスの中断）

加入者は、天災地変、火災、第三者による事故、故障、施設の改修または維持管理上の必要のため、再送信サービスが一時中断する場合があることを、あらかじめ承諾することとします。

2 前項の場合、加入者は YCV に対していかなる賠償請求もできないものとします。

第 20 条（加入者の移転）

加入者は、対象地域内に限り、移転の申込みを行うことができます。

2 前項の場合、加入者は、別表に定める工事費の実費と、移転手続費用を YCV に支払うものとします。

第 21 条（日本放送協会との契約）

施設利用料等には、日本放送協会（以下「NHK」という。）の受信契約に係る放送受信料は含まれておりません。加入者は NHK と受信契約を結び、受信料を支払う義務があります。

第 22 条（約款の改正）

この約款は、総務大臣に届けたうえ、改定することがあります。

付則

この約款は、YCV が CCY から地位承継した日から実施します。

※2026 年 10 月 1 日より新規受付申込終了いたしました。

別表

費用負担表（平成 15 年度）

名目	加入者の種類	単位	金額
設置工事費（第 10 条）（加入時） （再設置）	補償加入		無料
	一般加入		工事实費
	補償加入		工事实費
	一般加入		工事实費
※1 施設利用料（第 12 条）（1 年分）	補償加入		無料
	一般加入	1 加入者	6,600 円
		1 受信世帯 ※2	120 円
名義変更手続費用（18 条）	全ての加入者	1 件につき	600 円
移転手続費用（20 条）	全ての加入者	1 件につき	600 円

※1 精算時の月額額は 1 年分の 1/12 とする。

※2 1 加入者に 2 以上の受信世帯がある場合の増加した受信世帯。

※上記各料金および工事費には、法律で定める消費税相当額が別途加算されます。